

上越市簡易貯留施設整備・ため池維持修繕事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少雪及び少雨の影響による水不足に備えるため、次年度以降の耕作に必要な農業用水を安定的に供給するための簡易貯留施設の整備又はため池の維持修繕等を行う人及び団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「簡易貯留施設」とは、既存の農地等を活用し、市長が別に定める基準により、一時的に水を貯留することができるように整備した施設をいう。

2 この要綱において「ため池」とは、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第4条の規定により届出がされている農業用ため池をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体は、次に掲げる本市に住所又は事業所若しくは事務所を有する人及び団体で、次条に規定する補助対象施設を補助金の交付決定後5年以上使用する意思を有するものとする。

- (1) 農業者
- (2) 農業法人
- (3) 町内会
- (4) 農家組合
- (5) 用水組合
- (6) 土地改良区
- (7) その他市長が必要と認める人及び団体

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、簡易貯留施設（市内の土地改良区が管轄するかん水区域外に新設するものに限る。）及びため池であって、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 本市に存する農地を受益とする施設
- (2) 少雪及び少雨の影響により、次年度以降の耕作に必要な用水を安定的に確保することが困難と想定される農地を受益とする施設
- (3) 補助金の交付申請を行う年度において、国、県その他公共団体の補助金等の交付対象となっていない施設

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、市長が別に定める期間に実施するものであって、次に掲げる補助対象施設の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

(1) 簡易貯留施設 次に掲げる事業をいう。

ア 簡易貯留施設の新設

イ アの事業により新設する簡易貯留施設を使用するためのポンプ、ホース等の購入

(2) ため池 次に掲げる事業をいう。

ア ため池の取水口、取付水路、余水吐、底樋、堤体等の維持修繕

イ ため池の底地の排泥

ウ ため池との導水を行うための施設又は設備に係る維持修繕

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要した経費とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、次に掲げる補助対象施設の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 簡易貯留施設 一箇所につき100万円

(2) ため池 一箇所につき50万円

2 補助金の交付は、一の年度において、一の施設につき1回を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第8条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 位置図（補助対象事業の施行箇所及び受益地を示したものに限る。）

(2) 計画図

(3) 補助対象事業の施工前の写真

(4) 見積書の写し

(5) 市長が別に定める継続使用に係る意思確認書

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 完了図

(2) 補助対象事業の施工後の写真

(3) 補助対象経費の支払を確認することができる領収書等の写し

(概算払)

第10条 補助金は、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により、概算払をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から実施する。